

【判例研究】

境界紛争型ケースにおける
「取得時効と登記」の問題について
—旭川地判令和3年3月1日の評釈—

足 立 清 人

判例研究

境界紛争型ケースにおける「取得時効と登記」の問題について ——旭川地判令和3年3月1日の評釈——

足立清人

目次

1. はじめに
2. 本判決の事実と判旨
3. 本判決の検討のための準備作業
4. 本判決の検討

1. はじめに

本判決（旭川地判令和3年3月1日 令和元年（ワ）第153号 土地明渡等請求事件，土地所有権移転登記手続請求反訴事件）では，隣人の一方（Y）が他方（X）の土地に越境していた境界紛争型ケースで，主に「取得時効と登記」の問題が争われた。XがYを相手どって，本件係争地の所有権に基づく妨害排除請求として，越境部分の明渡しを求めるとともに，民法190条に基づき，Yによる越境部分の占有の賃料相当損害金の支払いを求めた。他方，YはXを相手どって，Yの前

主の占有を併せて20年以上，本越境部分を占有して時効取得したとして，所有権に基づく妨害排除請求として，時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求めた。本稿では，本判決について評釈する。結論を先取りすると，足立は本判決に反対する。

2020年7月，本事件のY（被告）代理人を務める旭川弁護士会所属の弁護士 近藤伸生先生から，本事件についての意見を求められた。足立が2011年9月・2012年3月に，「取得時効と登記—境界紛争型に限定し（1），（2）」北星論集（経）51巻1号95頁・51巻2号41頁を公表していたからである。近藤先生

からの相談で、再び、境界紛争型ケースにおける「取得時効と登記」の問題について考えるきっかけを与えられ¹⁾、近藤先生とのやりとりから、本問題についての洞察を自分なりに深めることができた。近藤先生から、本判決の判決の写しおよび本判決の別紙図面の提供を受けた。本事件をめぐってのやりとりを通じて勉強をさせていただいたこと、そして、本判決の資料の提供を受けたことに感謝を申し上げる^{2), 3)}。

本判決では、境界紛争型ケースにおける「取得時効と登記」の問題が争われた。当該問題について、判例法理は確立しているが、未解決の問題も多く、しかも、現実には、本事件のような問題が伏在していると考えられる。「取得時効と登記」の問題は、古典的な論点ではあるが、本問題について改めて検討する必要があると考える。

本評釈では、2. で、本判決の事実と判旨を確認し、3. で、本判決を検討するための準備作業として、「取得時効と登記」の判例法理と当該問題をめぐる代表的な学説の確認、そして、本判決が依拠した最判平成18年1月17日民集60巻1号27頁の判旨を確認して、境界紛争型ケースにおける「背信性」要件の認定について検討する。最後に、4. で、以上の確認と検討に基づいて、本判決の評釈を行う。

2. 本判決の事実と判旨

本判決の事実と判旨を確認する。

【事実】(後掲・別紙図面を参照。)

土地測量図 D1, K3, K14, D2, D 1 の各点を順次直線で結び囲まれた土地部分(「本件土地」)は、登記記録の図面上では、X 所有の「38番土地」の一部である。土地測量図 D 1, D 2 の各点を結んだ線上には、現在、単管が設置されている(単管線)。38番土地の南側には、東寄りに「37-1土地」が、西寄りに「37-2

土地」が存在する。37-1土地と37-2土地の境界線を延長した線で本件土地を区切った東側の部分を「本件土地東側部分」とし、西側の部分を「本件土地西側部分」という。

本件土地一帯では、公簿上の境界線と住民が認識していた境界線が一致しておらず、平成24年6月当時においても、公簿上の境界線を超える状態で建てられている建物が連続的に存在した。

本件土地周辺の所有権の移転状況などは以下である。

X 先々代は、昭和37年当時、本件土地を含む38番土地を所有していた。X 先代は、X の父親であり、平成4年5月13日、38番土地の所有権を X 先々代から相続取得した。

X は、平成27年3月1日それまで X 先代が代表取締役であった有限会社 C の代表取締役に就任した。有限会社 C は、平成30年3月1日、株式会社 C に社号変更して、同年9月10日、有限会社 D を合併した。なお、コーポ甲には有限会社 C と有限会社 D の看板が掲げられていた。X は、同年3月19日、X 先代から38番土地の贈与を受け(「本権贈与」)、同月22日、その登記手続を経た。X は、同月29日、38番土地の敷地面積が登記記録のとおり319.53㎡であることを前提に、新たな建物に係る建築確認申請をした。X は、同年6月上旬、38番土地上に建てられていた事務所兼住宅であるコーポ甲を解体した。なお、コーポ甲は、昭和62年に建築された建物であり、X は、平成21年11月26日から、コーポ甲で居住していた。解体後に測量を行った結果、越境が判明し、同月中旬頃、越境部分を除いた地積では当初建築を予定していた建物の建設が困難である、とされた。

X は、同年9月14日までに、38番土地の北側に位置する土地から15.74㎡が分筆された同39番4の土地および同39番3の土地から30.83㎡が分筆された同39番5の土地(いずれも分筆があったのは同年8月20日である)

を購入して取得した。

Xは、同年9月14日、取得した39番4の土地および39番5の土地をも敷地として建築変更確認申請をし、同月25日、建築確認を受けた。

平成31年3月18日、建築確認を受けた建物について完了検査がされた。Xは、同年6月11日、本件贈与に係る贈与税106万6800円を納付した。

Aは、昭和40年6月2日、売買により37-1土地を取得した。Aは、平成23年9月5日、Yに対し、37-1土地および同土地上の建物を売却した。Yは、平成23年9月、上記建物を解体した。

Bは、昭和37年10月3日、売買により37-2土地を取得した。Bは、平成22年4月20日、Yに対し、37-2土地を売却した。Yは、上記各売買の時期以降、本件土地を占有している。Yは、平成31年4月18日、口頭弁論期日において、同月4日付けで答弁書を陳述して、本件土地に係る取得時効を援用する意思表示をした。

Xは、Yに対して、所有権に基づく妨害排除請求として、越境部分の明渡しを求めるとともに、民法190条に基づき、Yによる越境部分の占有の賃料相当損害金の支払いを求めた。他方、Yは、Xに対して、Yの前主の占有を併せて20年以上、本越境部分を占有して時効取得したとして、所有権に基づく妨害排

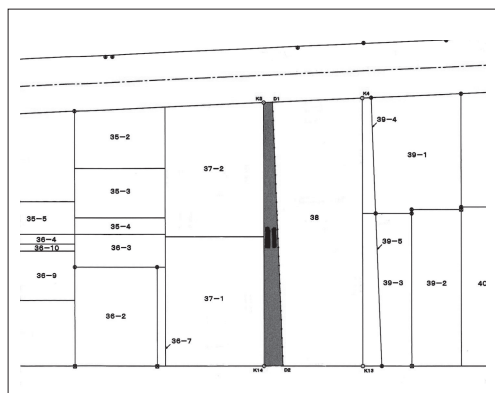
除請求として、時効取得を原因とする所有権移転登記手続きを求めた。

【判旨】

裁判所は、まず、Yの占有範囲について、証拠から、Yが、その前主AとBの占有を承継したことを認め、「本件土地西側部分についてはBの占有開始から20年が経過した昭和57年10月に、本件土地東側部分についてはAの占有開始から20年が経過した平成5年6月25日、それぞれ取得時効が成立することになる」として、本件土地のYによる時効取得の成立を認めた。

次いで、Xが背信的悪意者に当たるか、について、裁判所は、判断枠組みとして次のことを確認する。「ア 時効により不動産を取得した者は、時効完成前に当該不動産を譲り受けて所有権移転登記を了した者に対しては、時効取得した所有権を対抗することができるが、時効完成後に当該不動産を譲り受けて所有権移転登記を了した者に対しては、特段の事情のない限り、これを対抗することができないと解すべきである。〔改行〕イ 民法177条にいう第三者については、一般的にはその善意・悪意を問わないものであるが、実体上物権変動があった事実を知る者において、同物権変動についての登記の欠缺を主張することが信義に反するものと認められる事情がある場合には、登記の欠缺を主張するについて正当な利益を有しないものであって、このような背信的悪意者は、民法177条にいう第三者に当たらないと解すべきである。〔改行〕ウ そして、甲が時効取得した不動産について、その取得時効完成後に乙が当該不動産の譲渡を受けて所有権移転登記を了した場合において、乙が、当該不動産の譲渡を受けた時点において、甲が多年にわたり当該不動産を占有している事実を認識しており、甲の登記の欠缺を主張することが信義に反するものと認められる事情が存在するときは、乙

別紙図面(旭川地判令和3年2月1日)



は背信的悪意者にあたるというべきである。

(最高裁平成18年1月17物第三小法廷判決・民集60巻1号27頁参照)」。こうして、裁判所は、「取得時効と登記」に関わる判例法理と、最判平成17年1月17日の判例法理を確認した。

多年にわたる占有継続の事実の認識について、裁判所は、「ア …現在の単管線は、Yの前主であるA及びBの占有範囲の外縁と同一であり、占有が開始された時期は、本件土地西側部分が昭和37年10月、本件土地東側部分が昭和48年6月からである。〔改行〕イ 38番土地は、平成4年5月以降はXの父である先代の所有であり、それ以前は先代の父である先々代の所有であった。38番土地上には昭和62年にコーポ甲が建築され、X自身、平成21年11月以降はコーポ甲に居住していた。さらに、Xは、コーポ甲を解体し、単管線が37-1土地及び37-2土地の境界線であると考えて建物を建築しようとしたというべきところ、これは、Xが、単管線の南側に位置する本件土地はY及び前主が占有していたと認識していたことを推認させるものである。〔改行〕そうすると、Xは、Y及び前主が多年にわたり本件土地を占有していることを認識していたと認められる。〔改行〕ウ なお、Xは、悪意というためには越境の認識が必要であると主張する。しかしながら、時効取得者との対抗関係が問題になる場面では、取得時効完成後に譲渡を受けた者において、取得時効の成否について、その要件の充足の有無が容易に認識・判断することができないものであることに鑑みると、取得時効の成立要件を充足していることをすべて具体的に認識しなくても背信的悪意者に該当する場合があるというべきと解されるところ、占有範囲が越境していることは、『他人の物』(民法162条1項)という要件に係るものであり、その要件の充足の有無が容易に認識・判断することが困難な性質のものといえる。また、解釈上、『他人の物』であるとの立証ができ

なくとも時効取得は成立するとされているのであり、『他人の物』であること、すなわち占有範囲が越境していることは、取得時効の要件ではないと考えることも可能である。〔改行〕そうすると、悪意であるというためには越境の認識が必要であるとは解されず、上記のXの主張は採用できない」。

背信性の判断について、裁判所は、「本件は、公簿上の境界と占有の範囲がずれていたために、隣地を自己所有地と信じて占有を継続してきたとの類型(いわゆる境界紛争型)であるところ、典型的には、占有範囲が自己所有地に含まれると信じてきた時効取得者において登記手続を取ることに期待可能性は低く、他方、通常は、時効完成後の第三者(譲受人)において、時効取得が問題となる部分につき譲受地に含まれるとの信頼を持っていないものである。〔改行〕もっとも、平成18年1月17日判決…は、境界紛争型と解される事案において、譲受人が背信的悪意者に該当する場合として、多年にわたり不動産を占有している事実を認識していること(悪意)に加えて、登記の欠缺を主張することが信義に反するものと認められる事情(背信性)が存在することを求めているのであるから、悪意に加えて背信性を要求しているものと解され、悪意が認められれば同時に背信性を充足するという解釈によるのは相当でないといわざるを得ない」として、その基準を示し、Xによる登記欠缺を主張することが信義則に反するかどうかを検討する。

裁判所は、その事実認定で、本件における事情として、4つの事情を検討する。「(ア)原告の認識及び信頼〔改行〕本件においては、…Xにとっては、本件贈与の後に、建物を解体し、図面上の地籍を前提に新たな建物を建築しようとしたところ、本件土地の越境が判明したというものである。X先代やXにおいて、公簿上の境界と、多年にわたり継続された占有の範囲のずれを認識していなかっ

たと認められる（なお、X先代やXが、本件贈与時に、単管線は平成23年の単管設置時にYが占有範囲を拡大して形成されたとの認識を有していたとしても、その場合には、その拡大された部分については多年にわたる占有継続の認識を欠くことになるし、Xが本訴において、最終的な単管線は公簿上の境界と一致するとの認識を有していたと主張することに照らすと、X先代やXが公簿上の境界と多年にわたり継続された占有の範囲とのずれを認識していなかったことは左右されない。）。〔改行〕そうすると、X先代やXが、取得時効成立の可能性を認識しながら、あえて本件贈与を行ったとは認められない。他方、Xが、単管線の南側が38番土地に含まれると認識し、そのような信頼を抱いてはいなかったと認められる。〔改行〕なお、Xが、公簿上の面積が確保されているとの信頼を抱いたとしても、その信頼は、38番土地の北側の占有範囲がほぼ同じ面積で越境していたことと相まって生じたものなのであり、本件土地が38番土地に含まれるとの信頼につながるものではなく、Yとの関係では大きな意味を持たないといわざるを得ない。〔改行〕（イ）地域の特性〔改行〕本件土地一帯について、公簿上の境界線と建物配置がずれていて、多くの住民が、隣地に越境する一方で反対側の隣地からは越境を受けていたとの状況にあった。そのような状況が継続してきたのであれば、継続した現況を保護する必要性は一定程度高まるとの評価は可能である。もっとも、民法が取得時効の効果発生には当事者の援用が必要であるとしている上、公簿上の境界線と占有範囲のずれを是正する方法は取得時効の援用に限られないのであるから、取得時効者を優先させないと地域的公序を害するという帰結にはならない。（ウ）取得の態様〔改行〕本件贈与は、親から子に対する生前贈与であり、Xが土地取得の対価を支出したわけではない。取引の安全という要請は、売買契約に

よる場合と比較すればやや後退するといわざるを得ない。〔改行〕また、Xが38番土地をX先代から相続した場合には、X先代の包括承継人として第三者に当たらない可能性もあったところであって、XがX先代からの相続ではなく生前贈与を受けたがために、時効完成後の取得者になったという評価も可能である。〔改行〕（エ）登記手続の期待可能性〔改行〕Yにおいても、公簿上の境界と継続した占有の範囲が一致しないことを本件贈与より前に認識できた可能性があるとはうかがわれないところであって、Yが、本件贈与より前に登記を備えることを期待するのは困難である。〔改行〕なお、…土地家屋調査士が、平成24年4月、本件土地一帯について、公簿上の境界と建物配置がずれている旨の図面…を作成したことが認められる。もっとも、Yがその図面をその当時に得ていたとは認められないのであり、Yにおいて、本件贈与前に登記手続をすることが期待されたということは困難である。〔改行〕（オ）原告の訴訟態度〔改行〕Yは、Xの本件訴訟態度にも信義に反する面があると主張する。もっとも、背信的悪意者といえるかは、基本的には登記具備時に判断すべき問題である。Xの本件訴訟における対応に、登記具備時における背信性を根拠づける事情になるものがあるとは認められない」とする。

その上で、裁判所は、本件について、「Xの背信性を根拠づける事情となり得るのは、①Xが公簿上の境界と多年にわたり継続された占有の範囲のずれを認識しておらず、単管線の南側が38番土地に含まれるとの認識及び信用を抱いていなかったこと…、②地域の特性として、本件土地一帯について、公簿上の境界線と建物配置がずれている状況にあったこと…、③本件贈与が親から子への生前贈与であること…、④Yに登記手続を期待するのは困難なこと…となる。〔改行〕もっとも、上記①及び④の事情は、いわゆる境界紛

争型事案においては、常に存する事情と考えられるし、上記②の事情についても、多年にわたり不動産を占有している事実を示すものであり、Xにその認識があったことを超えて、背信性のは何について特別の意味があるとは考え難い。そうすると、上記③の事情の評価が問題となるところ、取引の安全の要請がやや後退するといえても、X先代やXにおいて公簿上の境界線と占有の範囲がずれていたことの認識がなかった以上、XがX先代から38番土地を相続する可能性があったとしても、相続とは異なる生前贈与という法形式を採った以上、同様に論じることが困難である。そうすると、本件贈与が親から子に対する生前贈与ということをもって、背信性、すなわち、XがYに対して登記の欠缺を主張することが信義則に反すると評価することはできないというべきである」として、裁判所は、「Xが背信的悪意者に当たるとは認められないから、Yは、時効取得した本件土地の所有権を民法177条の第三者であるXに対抗することができない」と評価した。

最後に、Yが悪意占有者であるとして、民法190条に基づき賃料相当損害金を請求したXの主張について、裁判所は、「本件土地についてはいったん取得時効が完成していたのだから、本件贈与がなされるまでの間は、被告は善意占有者である。本件の訴えである本訴訟についてYが敗訴したとしても、悪意になるのは本訴が提起された平成31年3月13日であるから(民法189条2項)、同日より前の期間に係る原告の請求には理由がない」とした。また、Xが、本件土地を利用することで賃貸が可能となった駐車場13台分を1台1万円で算定した金額を請求したことについて、裁判所は、「本件土地は、Yが37-1土地及び37-2土地と一体として貸し出している駐車場の駐車スペースの一部にすぎず(別紙土地測量図のとおり、最も幅のある部分でも約2mである。)、Yが駐車場料金を収受して

いたとしても、それが、本件土地から生じる法定果実であるとみることはできない」として、以上から、Xの賃料相当損害金請求には理由がない、とした。

3. 本判決の検討のための準備作業

本判決(旭川地判令和3年3月1日)は、境界紛争型ケースに分類される本事件について、最判平成18年1月17日民集60巻1号27頁を引用して、取得時効完成後の第三者と時効取得者との関係が対抗関係になると解する「取得時効と登記」に関する判例法理(後述、(1)判例法理③)を採用して、Xの請求を認めた。

ここでは、本判決を検討するに当たって、その前提として、(1)で「時効取得と登記」の判例法理を、(2)で判例法理をめぐる学説を確認する。次いで、(3)で本判決が引用する最判平成18年1月17日の判例法理を確認し、特に境界紛争型ケースにおける「背信性」要件の判断について私見を提示する。

(1)「取得時効と登記」の判例法理

「取得時効と登記」の問題については、次の判例法理が確立している⁴⁾。

① Aの不動産を、Bが時効取得した場合には、Aは物権変動の「当事者」であり、BはAに対して登記なしに時効取得を対抗することができる(大判大正7年3月2日民録24輯423頁、大判大正13年3月17日民集3巻169頁)。

② Aが、自分の不動産を、Bの取得時効期間の満了前に、Cに譲渡した場合、Cは、Bが時効取得した時の所有者なので、Bにとっては物権変動の「第三者」ではなく「当事者」だから、Bは登記なしに時効取得をCに主張することができる(大判大正9年7月16日民録26輯1108頁、最判昭和41年11月22日民集20巻9号1901頁)。

③ Aが、自分の不動産を、Bの取得時効期間の満了後に、Cに譲渡した場合、AからBとCに二重譲渡されたのと同様の関係になるから、CはBにとって物権変動の「第三者」となり、Bは登記をしないと、その時効取得をCに対抗することができない（大連判大正14年7月8日民集4巻412頁，最判昭和33年8月28日民集12巻12号1936頁，最判昭和48年10月5日民集27巻9号1110頁）。

④ ③の場合、Bが、Cの譲受後に時効期間が満了するように、その起算点をずらして主張することはできない（大判昭和13年5月7日判決全集5輯11号4頁，大判昭和14年7月19日民集18巻856頁，大判昭和14年10月13日判決全集6輯29号19頁，最判昭和35年7月27日民集14巻10号1871頁）。

⑤ ③の場合、Cの登記後に、Bがさらに時効取得に必要な期間の占有を継続すれば、Bは、Cに対して登記なしに時効取得を主張することができる（最判昭和36年7月20日民集15巻7号1903頁）。

以上の5つの準則であり、本判決（旭川地判令和3年3月1日）は、上記のように、③の判例法理に従った。

（2）「取得時効と登記」に関わる学説

「取得時効と登記」の判例法理をめぐって、（1）②の判例法理と③の判例法理の矛盾を解消しようとして、様々な学説が主張されている⁵⁾。

「登記尊重説」によれば、不動産の占有者は、取得時効期間が満了しているかどうかにかかわらず、当該不動産の登記名義人から、当該不動産を譲り受け、登記を経由した第三者に対して、その登記の時点から、さらに時効取得に必要な期間、占有を継続しなければ、当該不動産の時効取得を主張できない、とされる⁶⁾。

次いで、「占有尊重説（登記不要説）」は、取得時効制度の趣旨から、時効取得者は常に

登記なしに、取得時効による不動産の権利の取得を主張できる、と解する⁷⁾。

さらに、「取得時効と登記」の問題が争われてきた事件を、類型ごとに整理して、それぞれの類型を考える学説（「類型論（類型説）」）も主張された⁸⁾。本事件が分類される境界紛争型ケースを独立した類型として挙げる星野説、広中説と水本説を取り上げる。

星野英一は、「取得時効と登記」に関わる判例・裁判例の事実を考察して、判例・裁判例が、次の6つの類型に分かれることを示した⁹⁾。すなわち、①有効な法律行為に基づいて占有を開始したが未登記の場合（有効未登記型、この型に、二重譲渡型のケースは含まれる）、②権利の取得原因が無効な場合（原因無効型）、③権利の取得原因の存在が認定されていない場合（原因不存在型）、④権利を移転したが引き続き占有を続けた場合（譲渡占有型）、⑤古くから係争物を占有してきた場合（古來型）、⑥境界紛争型の6つである。

⑥の境界紛争型について、星野は、「境界線と誤解して、隣地等を自分の所有地、とりわけ譲り受けた土地に含まれると信じて占有を継続してきた場合については、登記を怠ったが故に保護に値しない、ということは通常ないといってよかろう。また、隣地の譲受人としても、登記は不動産の事実状態について法律上の権威がなく、事実上も登記簿附属の地図によって譲受地の範囲が明らかにわかるということは通常はないから、登記簿に対するその信頼を保護するという問題もない」¹⁰⁾。すなわち、通常の場合には、「時効取得者の長期の占有を優先させるのが妥当ではないかと思われる」とする。

広中俊雄は、「取得時効と登記」に関わる事案は、177条の適用によって解決されるべきである、とする¹¹⁾。そして、「取得時効の完成を知って原所有者と取引した第三者は『背信的悪意者』として扱われることを、原則とすべき」であり、「時効取得者が一単な

る占有者にとどまらず一現実の利用をしていた(たとえば問題の土地の上に建物を所有していた)場合における悪意の第三者については、つねにその扱いがなされるべきである、とする。

また、広中は、境界紛争型について、取引の安全を図る民法177条の適用の余地を欠いていることを前提とする¹²⁾。境界紛争型のケースの場合、「時効取得者はその部分を自己の所有地にふくまれるものと誤信して登記の必要性など全く自覚しないのが普通であり、また隣地の譲受人は譲受の際その部分が譲受地にふくまれているとの信頼も通常持っていない。時効取得者は、隣地の譲受人がすでに登記を経由していても、その当時は自己の時効取得(裏からいけば時効完成前の無権利)に気づくべき状態になかったということを立てしうるなら、隣地の譲受人に対して177条適用の基礎の欠如を主張することができ、隣地の譲受人は時効取得者に対して登記の欠陥を主張しえないことになる、と解するのが妥当である」と主張する。

水本浩は、「取得時効と登記」が問題となるケースの利益衡量の側面から問題を検討する。水本は、登記を必要とする物権変動の範囲および登記がなければ対抗できない第三者の範囲について、学説・判例が作り上げてきた従来の理論構成の利益衡量的結論について検討するために、土地に関する私法上の利益を、所有利益、利用利益、担保利益、取引利益、相続利益、時効利益に分類した。水本は、「取得時効と登記」の問題について、時効利益の観点から検討を加える¹³⁾。時効利益とは、相続利益と同様に、取引利益から生じる利益ではなく、取得時効制度の存在理由とも関連して、一種の非合理的モメントをもつものであるが、時効利益は、相続利益とは異なって、利用利益の系列に属するカテゴリーである、とする。取得時効は、一定期間の占有継続が要件であり、占有継続とは、通常、目的物の

利用継続にほかならない場合が多いからである。したがって、「取得時効と登記」の問題は、利用利益と取引利益の価値次元における衝突の問題である、とする¹⁴⁾。特に、時効完成後の第三者に取得時効を対抗するのに登記を必要とする判例法理(前述3.(1)③の判例法理)が、あるべき利益衡量と真っ向から対立する、と評価する。「長期の占有がある場合に、それを知りつつ買う第三者は、いかに登記が取引安全指標であるとはいえ、登記を悪用して不動産取引秩序をみだす者」であり、「このような場合に、登記の価値を不動産取引秩序まで軽視する程度にまで保護すべきものというのは、いかにも法律家的感覚であって、一般市民感覚と隔たりがある」とする¹⁵⁾。

(3) 最判平成18年1月17日の判例法理の確認とその検討—境界紛争型ケースにおける「背信性」要件の検討

最判平成18年1月17日の事案は、境界紛争型ケースに分類される。本判決(旭川地判令和3年3月1日)が引用する最判平成18年1月17日の判旨を確認する¹⁶⁾。

最判平成18年1月17日は、i. 未登記通行地役権者が善意・有過失の承役地の譲受人にも対抗できる、とした最判平成10年2月13日民集52巻1号65頁の判例法理に従ったと解される原判決(高松高判平成16年10月28日)を斥けて、ii. 「取得時効と登記」の判例法理、前述の3.(1)③の判例法理に従うことを確認したうえで、iii. 取得時効完成後の第三者と時効取得者である上告人と被上告人の関係についても、民法177条の「背信的悪意者排除論」が適用されることを示し、iv. 被上告人が「背信的悪意者」に当たるかどうかを判断するためには、「乙が、当該不動産の譲渡を受けた時点において、甲が多年にわたり当該不動産を占有している事実を認識しており〔「悪意」, 足立注〕, 甲の登記の欠陥を主

張ることが信義に反するものと認められる事情が存在する〔「背信性」、足立注〕ことが必要である、とした。本判決では、被上告人の「悪意」を認定するためには、「少なくとも、乙が甲による多年にわたる占有継続の事実を認識している必要がある」とされた。その理由は、「取得時効の成否については、その要件の充足が容易に認識・判断することができないものである」から、とされた。

「背信的悪意者排除論」の「悪意」の認定のためには、物権変動の存在についての「悪意」が要求されている。しかし、最判平成18年1月17日は、境界紛争型ケースに「背信的悪意者排除論」を適用するに当たっては、「悪意」の認定に関して、取得時効期間の満了までを認識している必要はなく、「多年にわたる占有継続の事実を認識している必要がある」とした。最判平成18年1月17日は、「悪意」の認定を緩和した、と解することができる。本判決の「悪意」の認定の緩和について、学者の評釈は肯定的な評価をしている¹⁷⁾。判決文中では言及されていないが、最判平成18年1月17日の「悪意」の認定の緩和は、本件事案である境界紛争型ケースの特質を考慮したものと解することができる。すなわち、紛争類型ごとに、その処理の仕方を変えるべきである、とする学説の「類型論」の考え方を取り入れたと解することができる。

では、境界紛争型ケースに「背信的悪意者排除論」を適用するに当たっての「背信性」判断はどのようになされるべきか。本判決は、「物権変動についての登記の欠缺を主張することが信義に反するものと認められる事情がある場合には、登記の欠缺を主張するについて正当な利益を有しない」と、(従来の)「背信的悪意者排除論」の考え方を示すだけである。

学者の評釈¹⁸⁾は、従来の「背信的悪意者排除論」での「背信性」の判断に準ずる、とする説¹⁹⁾、「背信的悪意者排除論」に従いつ

つも、境界紛争型ケースの特質を反映した判断をすべきである、とする説²⁰⁾、本判決の原判決(高松高判平成16年10月28日民集60巻1号47頁)が従った最判平成10年2月13日民集52巻1号65頁の判例法理で判断すべきである、とする説²¹⁾、また、「背信性」の判断についても緩和された、とする説²²⁾、などに分かれる²³⁾。

「背信的悪意者排除論」とは、「実体上物権変動があつた事実を知る者において右物権変動についての登記の欠缺を主張することが信義に反するものと認められる事情がある場合には、かかる背信的悪意者は、登記の欠缺を主張するについて正当な利益を有しないものであつて、民法177条にいう第三者に当たらないもの」とする判例法理である(最判昭和43年8月2日民集22巻8号1571頁など)。近年、「背信的悪意者排除論」は、たとえば、AがBとCに不動産を二重譲渡したケースで、「Bが登記を懈怠したという評価が一応可能な状況を前提として」、「Cより先に登記することが論理的・現実的に期待可能であつたBが、あえて登記しなかった場合に、Cの行為態様や目的、Aとの関係性、Bへの物権変動への積極的関与等の諸事情を斟酌して、Bの登記欠缺を非難することが信義に反するという比較考量を行う理論装置」である、と評価される²⁴⁾。すなわち、「背信的悪意者排除論」は、B・C間の利益の比較衡量を行うための道具となっている。

二重譲渡型ケースでの第二譲受人の「背信性」の認定に当たっては、①親族関係があつたり、法人とその代表者のように、譲渡人と第二譲受人とが実質上、同一の地位にあるとみられる場合(神戸地判昭和48年12月19日判時749号94頁など)、②第二譲受人が第一譲受人の所有権取得を承認し、これを前提とする行動をとりながら、それと矛盾する主張など、一種の禁反言の原則に反する行動をとった場合(最判昭和40年12月21日民集19巻9号2221

頁, 最判昭和43年11月15日民集22卷12号2671頁など), ③第二譲受人に第一譲受人を害する目的や不当な利益を取得する目的がある場合(最判昭和43年8月2日民集22卷8号1571頁など)などが挙げられている。このような事情も, もちろん, 境界紛争型ケースでの第二譲受人の「背信性」の判断に当たって参考とされるべき要素となる。

最判平成18年1月17日のような境界紛争型ケースに, 「背信的悪意者排除論」を適用するためには, 「悪意」の認定と同様に, 「背信性」の判断に当たっても, 境界紛争型ケースの特質を考慮するべきである, と考える。

まず, 前提として, 現地復元性をもつ登記簿付属地図がまだ完備されておらず²⁵⁾, 国民の意識としても境界と所有権界(占有界)との相違が十分に理解されていない, という点をおさえておかないとならない。また, 一般には, 占有界が, 所有権界であり境界であると考えられている。紛争が生じて初めて, 越境の事実気付くことが多いのである。

したがって, 時効取得者は, 境界紛争が生じるまでは, 係争地が自分の所有地に含まれていて, 登記具備の必要性を自覚しないのが通常である。また, 時効取得者が, 取得時効の要件の充足に気づいて, 時効を援用して, 係争地の登記を備えるにしても, 係争地の所有者の協力が必要であり(不動産登記法60条), 時効取得者が係争地の登記を備えることは現実的に困難である。そもそも, 時効取得者が時効取得後の第三者(・隣人)よりも先に登記を備えることは, 論理的にも現実的にも不可能である。したがって, 時効取得者に登記具備の懈怠はない。時効取得者は, 係争地の占有を長期間継続することで, 係争地に対しての占有・利用利益を享受している。係争地の占有・利用が, 地域社会においても認められている, と考えることができる。

他方で, 係争地の登記を備える第三者(・隣人)には, 係争地が自分の所有地に含まれ

る, との信頼もない。第三者(・隣人)も, 現在の占有状況を信頼して生活しているのである。第三者(・隣人)も, 紛争が生じて初めて, 越境の事実気付く。

こうした状況で, 係争地の登記を備える第三者(・隣人)が, 時効取得者による係争地の長期間の占有・利用を知りつつ, 係争地の登記具備の懈怠も可能性もない時効取得者を相手どって, 係争地の所有権を主張することは, 時効取得者の長期間継続した占有・利用利益を覆すものであり, 係争地を含む区画一帯の地域的な公序を破壊するものである, と考える。係争地の登記を備える第三者(・隣人)の係争地の所有権の主張は, 所有権の濫用に当たる, と解することができる。したがって, 係争地の登記を備える第三者(・隣人)の主張は背信的な主張である, と評価することができる。

以上をまとめると, 境界紛争型ケースにおける「背信的悪意者」の背信性評価事実としては,

- (i) 第三者(・隣人)の害意(時効取得者に対しての加害目的や図利目的など),
 - (ii) 第三者(・隣人)の実質的当事者性(前主との親族関係など),
 - (iii) 第三者(・隣人)の係争地を含む土地の取得の態様(取得の無償性など),
 - (iv) 第三者(・隣人)の権利行使の不当性(時効取得者の係争地の現実の占有・利用や資本投下, 時効取得者の生活や営業にとって係争地の必要不可欠性など, 他方, 第三者(・隣人)の係争地の利用価値の低さや利用目的の不存在など)
- が挙げられ, 背信性評価障害事実としては,
- (v) 時効取得者が越境の事実を認識していたこと,
 - (vi) 時効取得者の登記具備の懈怠,
 - (vii) 第三者(・隣人)の権利行使の正当性(第三者(・隣人)の係争地の必要不可欠性や利用価値の高さなど, 他方, 時効取得者の

係争地の利用価値の低さや利用目的の不存在など)

が考えられる²⁶⁾。第三者（・隣人）が背信的悪意者に当たるか否かは、「悪意」を前提にして、以上の事実を総合的に判断して評価される。

また、境界紛争型ケースは、そもそも、時効取得者に登記具備の懈怠が認められないことから、民法177条を適用して争いを解決するにしても、「背信的悪意者排除論」によらずとも、第三者（・隣人）は「登記の欠缺を主張するについて正当な利益を有しないもの」と評価することもできる、と考える。

さらに、広中が主張するように²⁷⁾、境界紛争型ケースは、民法177条の適用の余地を欠いており、時効取得後の第三者（・隣人）は、時効取得者に対して登記の欠缺を主張できない、と解することもできる。境界紛争型ケースは、取得時効（民法162条）で解決されるべき問題である。

4. 本判決の検討

以上から、本判決（旭川地判令和3年3月1日）について検討する。

まず、本判決は、Yの占有範囲について、Xが主張するような、Yが、その前主らの占有領域を土台にさらに占有範囲を拡大した、という事実はなく、Yは、その前主であるBとAの占有範囲を善意・無過失で承継したものであり、本件土地西側部分（37番2の土地）については、昭和57年10月に、本件土地東側部分（37番1の土地）については、平成5年6月25日に、長期取得時効（民法162条）が成立していることを認める（前述、評価障害事実（v）の不存在）。

次いで、本判決では、Xの背信性を判断する基準として、「①Xが公簿上の境界と多年にわたり継続された占有の範囲のずれを認識しておらず、単管線の南側が38番土地に含ま

れるとの認識及び信用を抱いていなかったこと…、②地域の特性として、本件土地一带について、公簿上の境界線と建物配置がずれている状況にあったこと…、③本件贈与が親から子への生前贈与であること…、④Yに登記手続を期待するのは困難なこと…」が挙げられている。本判決は、①および④の事情が、「いわゆる境界紛争型事案においては、常に存在する事情と考えられる」し、②の事情は、「多年にわたり不動産を占有している事実を示すものであり、Xにその認識があったことを超えて、背信性の判断について特別の意味があるとは考え難い」とする。したがって、本事件のXの背信性を判断するにあたっては、③の事情の評価が問題となる、とし、「本件贈与が親から子に対する生前贈与ということをもって、背信性、すなわち、XがYに対して登記の欠缺を主張することが信義則に反すると評価することはできない」とする。その理由は、「取引の安全の要請がやや後退するといえても、X先代やXにおいて公簿上の境界線と占有の範囲がずれていたことの認識がなかった以上、XがX先代から38番土地を相続する可能性があったとしても、相続とは異なる生前贈与という法形式を採った以上、同様に論じることは困難である」から、とする。

本判決は、Xの「背信性」を根拠付ける特徴として、①および④の事情は、境界紛争型ケースにおいては常に存する事情であり、②の事情は、Xの背信性の判断について特別の意味があるとは考え難く、③の事情の評価が問題となるとして、若干の検討をするだけである。しかし、本件に「背信的悪意者排除論」を適用するのであれば、①から④全ての事情について、境界紛争型ケースの特質に応じて、X・Yの事情・利益の具体的な検討と衡量が必要である、と考える。

①、②について、そもそも、本件係争地を含む本件区画一帯は、境界が混乱した区画で

あり(長期取得時効が成立するくらい長期間、占有界が境界を超えて北側にズレていた)、本件区画の居住者は、占有界が境界であると信頼して居住していた。Xは、Yが本件係争地を多年にわたって占有していることを認識しており(「悪意」)、本件係争地が自己の所有地であると信頼もしていなかった(前述、評価根拠事実(iv)の存在)。他方で、Yの本件係争地の占有は、長期取得時効(民法162条2項)にかかるものであり、Yは長年の間、本件係争地が自己の所有地であると信頼して、本件係争地を賃貸駐車場の一部として占有・利用しており、その占有・利用利益を長期間、享受してきた(前述、評価根拠事実(iv)の存在)。Xも、Yの本件土地の占有・利用を認めてきたのである。また、Yが、Xから本件係争地の登記を得ることも、そもそも困難である(前述、評価障害事実(vi)の不存在)。そうした状況で、Xの本件係争地に対しての所有権の主張を認めることは、本件係争地を含む、境界混乱地区である本件区画一体の境界紛争を惹起させることにもなり、その区画の地域的公序を損なうものである、と評価することができる(所有権濫用である)(前述、評価障害事実(vii)の不存在)²⁸⁾。Yの長期取得時効が認められなければ、取得時効が働く場面が極めて狭められる。

また、Xにおいては、コーポ甲の解体後、新たな建物の建築のための測量の結果、自らも他人の土地に越境して占有してきた事実が判明し、X自身が北側に越境していた39番4の土地と39番5の土地を取得して、建築確認を受けて現建物を完成した。Xは、この時点で、Yに越境の事実を伝えて、占有界を境界に戻すこともできた(あるいは、本件係争地の購入をYと交渉して、その代金で自己が北側に越境した部分(39番4の土地と39番5の土地)を購入することもできた)。しかし、Xは、それをせずに、Xが北側部分に越境していた土地を購入した。このことは、Xが、

本件区画の境界の混乱(占有界が境界を超えて北側にズレていたこと)を追認していた(占有の事実状態に従う)ことを示すものである。しかも、Xは、北側隣地を取得して既に建築確認を受けており、占有界を境界に合わせる必要はない(本件土地を取得する必要はない)。しかし、Xは、Yに本件土地の明渡を求めた。このXの一連の行為には、Yの占有・利用利益を覆そうとする背信的な意図を感じざるを得ない(前述、評価根拠事実(i)、(iv)の存在、評価障害事実(vii)の不存在)。

さらに、本判決は、Yの占有範囲が、その前主の占有範囲と一致していることを認定する過程で、Yが、単管(占有界)設置時に占有範囲を拡大したとの原告側が主張した事実を認めている。本判決は、この点について、Xの主張から、Xが境界と占有界のずれを認識していなかった、とするが、占有範囲の一致の認定の過程から、Xらは従前から境界と占有界のズレを認識していた、と推測でき(前述、評価根拠事実(i)の存在)、Xは将来、紛争境界が生じる可能性を認識して、本件贈与を受けたものと推認できる(東京高判昭和60年3月28日東高民時報36巻3号64頁)(前述、評価根拠事実(i)、(iii)の存在)。

③の本件贈与がX先代からXへの生前贈与であった点について、平成27年3月1日に、XがX先代から有限会社C(現・株式会社C)の代表取締役を引き継ぎ、その3年後に、株式会社Cの営業の基盤である敷地が贈与されたのだから、本件贈与は、X先代からXへの事業承継の一環として行われたものと評価することができる。代表取締役がX先代からXに代替わりしたと言えども、同敷地上に株式会社C(元・有限会社C)が存続しており、X先代とXとは同一の地位に立つ、と解することもできる。さらに、XはX先代の推定相続人であることから、本件贈与がなければ、XはX先代と同一の地位に立つことになる。XとX先代とは、利害関係を

共通にし、経済的にも一体の関係にあり、実質的に同一の地位に立つか、もしくはそれに準ずる地位にある、と解することができる(大阪高判昭和63年9月30日判時1318号63頁)。このようなXが本件係争地の所有権を取得することは背信的である、と評価することができる(前掲・大阪高判昭和63年9月30日。福岡地判昭47年6月29日判時692号82頁、前掲・東京高判昭和60年3月28日など)(前述、評価根拠事実(ii)、(iii)の存在)。

最後に、本判決は、④の事情、Yに本件土地の登記手続を期待するのが困難であることについて、境界紛争型ケースでは、常に存する事情であると述べるだけである。Yの登記具備に懈怠がないことについて何ら考慮することがない。最判平成18年1月17日が境界紛争型ケースについても適用されることを示した「背信的悪意者排除論」を、本事件(旭川地判令和3年3月1日)に適用するのであれば、Yの当該事情についても考慮しなければならない。前述のように、Yには登記具備の懈怠も可能性もない。Y側に利益衡量上、マイナスと評価できる事情は何も存在しない(前述、評価障害事実(vi)の不存在)。

以上、Xには背信性評価根拠事実が存在し、Y・Xには評価障害事実が存在しない。したがって、Yの長期取得時効が成立する長期間の占有継続の事実を知りながら(「悪意」)、このようなYに、前述3.(1)③の判例法理を適用して、本件土地の明渡しを認める本判決の法理は、形式論理以外の何ものでもな

い、と考える。Yの長期間の占有の事実を知りつつ、本件係争地の明渡しを請求するXの主張は背信的である、と評価することができる。Yは、時効取得した本件係争地の所有権をXに対抗することができる、と考える。

このような状況でのXの主張は、前述のように、民法177条の俎上で評価するのであれば、「背信的悪意者排除論」を適用するまでもなく、「登記の欠缺を主張するについて正当な利益を有しないもの」である、と評価することもできる。

さらに、Yには登記具備の懈怠も可能性もないことから、本事件のような典型的な境界紛争型ケースについては、前述のように、「類型論」、特に広中説に見られるように、民法177条を適用する素地がない、と評価することもできる²⁹⁾。境界紛争型ケースは、取得時効(民法162条)で解決されるべき問題である³⁰⁾。

(了)

【謝辞】

本判決の評釈に当たっては、旭川弁護士会弁護士 近藤伸生先生から、判決原文の写し、本事件関係図面などの資料の提供を受けた。また、本事件の意見書を作成する過程で、近藤先生と何度もやり取りをさせていただき、自分の問題意識を深化させることができた。また、裁判・弁護実務のありようを垣間見ることができた。この場を借りて、近藤先生に感謝の意を表したい。

¹⁾ その成果を拙稿「境界紛争型ケースにおける『取得時効と登記』再論」として、北星論集(経)61巻2号から連載する。

²⁾ 本判決の写しと図面等を使用することを、弁護士 近藤先生と依頼人Yから了解を得ている。

³⁾ 本事件は、札幌高裁に控訴されたが、和解に至った。本稿は、弁護士 近藤先生の了解を得た上で、足立が札幌高裁に提出した意見書に基づいて作成している。意見書の作成にあたって

は、近藤先生から多角的な指摘とアドバイスをいただいた。本稿は、近藤先生からのご教示の賜物である。

⁴⁾ 詳しくは、拙稿「境界紛争型ケースにおける『取得時効と登記』再論」北星論集(経)61巻2号36・37頁を参照。

⁵⁾ 詳しくは、拙稿「境界紛争型ケースにおける『取得時効と登記』再論」北星論集(経)61巻2号37頁以下を参照。以下の叙述は、拙稿「境

- 界紛争型ケースにおける『取得時効と登記』再論』北星論集(経)61号2号37頁以下と重複する部分がある。本判決の検討に当たって必要な部分なので、ご了承をお願いしたい。
- 6) 我妻榮著・有泉亨補訂『新訂 物権法(民法講義Ⅱ)』(岩波書店,1983年)118頁など。
- 7) 川島武宜『新版 所有権法の理論』(岩波書店,1987年)239頁(注64)など。
- 8) 「取得時効と登記」に関わる判例の分析から、判例の大部分が二重譲渡型であり、それがこの問題の原型であると主張した安達三季生「取得時効と登記」志林65巻3号29頁以下が、「類型論」が主張されるようになったきっかけを与えた、とされる。
- 9) 星野英一「取得時効と登記」(星野『民法論集 第4巻』(有斐閣,1978年))325頁以下。
- 10) 星野「取得時効と登記」334頁。
- 11) 広中俊雄『物権法[第2版増補]』(青林書院,1987年)154頁以下。
- 12) 広中『物権法』158頁。
- 13) 水本浩「不動産物権変動における利益衡量」(星野英一編集代表『私法学の新たな展開 我妻榮先生追悼論文集』(有斐閣,1975年))272-274頁。
- 14) 水本「不動産物権変動における利益衡量」286頁。
- 15) 水本浩「取得時効と登記(三・完)―不動産物権変動における利益衡量―」立教法学23号139頁以下、特に150・151頁を参照。
- 16) 詳しくは、拙稿「境界紛争型ケースにおける『取得時効と登記』再論」北星論集(経)61巻2号40頁以下を参照。以下の叙述も、拙稿「境界紛争型ケースにおける『取得時効と登記』再論」北星論集(経)61巻2号40頁以下と重複する部分がある。本判決の検討に当たって必要な部分なので、ご了承をお願いしたい。
- 17) 本判決の「悪意」要件の認定について、評者の詳細は、拙稿「境界紛争型ケースにおける『取得時効と登記』再論」北星論集(経)61巻2号45頁注53)を参照。
- 18) 最判平成18年1月17日の「背信性」の判断についての各学者の評釈の詳細は、拙稿「境界紛争型ケースにおける『取得時効と登記』再論」北星論集(経)61巻2号45頁以下を参照。
- 19) たとえば、高田「判批」法セ616号119頁、河津「判批」銀法662号40頁、鎌田「判批」リマークス34号17頁、野澤「判批」速報判例解説
- ◆民法(財産法)No.2 88頁、田口「判批」神奈川ロー1号87・88頁、松久「判批」別冊ジュリ192号91頁、松並「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成18年度61・62頁、鎌野「不動産における登記と占有」曹時67巻4号22・23頁、33頁などを参照。
- 20) 石田「判批」別冊ジュリ237号123頁などを参照。詳しくは、石田剛「背信的悪意者排除論の一断面(一)、(二・完)―取得時効に関する最判平成18年1月17日を契機として―」立教法学73号63頁以下、74号119頁以下、特に189頁以下を参照。
- 21) 関「判批」判評577号13頁、15頁、池田「判批」判タ1219号43頁(池田は、さらにすすんで、取得時効で解決されるべきであった、とする)、松岡「判批」法教318号別冊附録(判例セレクト2006)21頁などを参照。
- 22) 福永「判批」NBL 829号13頁を参照。
- 23) その他、本判決(最判平成18年1月17日)のような境界紛争型ケースは、取得時効で解決すべきである、とする説(池田「判批」判タ1219号43頁、草野「判批」法時82巻3号117頁を参照。なお、本文後述のように、足立も同説にシンパシーを感じている)や、取得時効完成後の第三者と時効取得者との対抗問題は民法94条2項の類推適用によって解決すべきである、とする説(新井「判批」立正大学法政研究所研究年報12号56・57頁、田中「『取得時効と登記』と背信的悪意者排除論の連関について」愛媛33巻1・2号45頁を参照)が主張されている。
- 24) 石田剛「財貨獲得をめぐる競争過程の規律に関する序論的考察―背信的悪意者排除論を手がかりに―」みんけん631号12頁以下など。
- 25) 法務省ウェブサイト「登記所備付地図作成作業」(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00236.html)を参照(2021年11月4日閲覧)。なお、土地基本法の改正によって地籍調査の円滑化と迅速化が土地基本方針に含まれた。さしあたり、山野目章夫「2020年の土地制度改革〈土地基本法と国土調査法の改正を受けて〉」人と国土2146巻2号6頁以下を参照。
- 26) 加藤新太郎「背信的悪意者の要件事実」月報司法書士392号50・51頁、松岡久和「背信的悪意者排除説と判例(その2・完)」法教325号138・139頁、田中豊「土地の所有権をめぐる紛争③」市民と法300号97・98頁、河村浩・中島克巳『要件事実・事実認定ハンドブック 第2

版—ダイアグラムで紐解く法的思考のヒント』

(日本評論社, 2017年) 235・236頁を参照。

- 27) 広中『物権法』158頁。
- 28) 水本「取得時効と登記(三・完)」立教法学
23号139頁以下, 特に150・151頁を参照。
- 29) 広中『物権法』158頁。
- 30) そもそも, 「時効による権利の取得は, 権利者たるの外形をそなえた事実的支配状態が一定の期間継続することにより, これに権利取得の効果を認めるものである」(最判昭和45年12月18日最判民集24巻13号2118頁)。20年の長期取得時効制度の存在理由として, 特に, 境界線を越えて他人の土地を占有している, 本事件(旭川地判令和3年3月1日)のような境界紛争の場合には, 「事実状態継続の利益保護」が重視されており, さらに, 「財の効率的利用」という観点から, 「占有者は非占有の所有者よりも, その財産をいっばより効率的に利用しているのであり, かつ, それによって社会的な価値を作り出している。このような財の効率的な利用を保護するのが長期取得時効である」とする説が主張されている(四宮和夫・能見善久『民法総則〔第9版〕』(弘文堂, 2018年) 416・417頁を参照)。そのことから, 本件係争地が含まれるものとして, (その前主であるBおよびAから本件土地を譲り受けたYの信頼と, それに基づいて,) 本件土地を効率的に利用してきた, Yの長期間にわたる利用利益は, Yが本件係争地の登記を備えていなかったとしても保護されるべきである。XによるYの登記欠缺の主張を許すべきではない。境界紛争型ケースにおいて, 長期取得時効による所有権の取得が, 取得時効完成後の第三者に敗れるとしたら, 上記のような長期取得時効の趣旨が没却されることになる。

